

令和6年度から

森林環境税(国税)の課税が始まります

平成31年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、令和6年度から、森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、国内に住所を有する個人に森林環境税(国税)が課税されます。

森林環境税については、その税収の全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

税額と徴収の仕組み

年額1,000円を、個人市・県民税とあわせて市町村が賦課徴収します。

※森林環境税のみ課税される場合があります。

なお、東日本大震災を踏まえた緊急防災・減災事業を推進するため、平成26年度から個人市・県民税の均等割に年額1,000円加算されて賦課徴収されていたものが令和5年度をもって終了し、新たに森林環境税(年額1,000円)が導入されます。

2024(令和6)年度から



森林環境税

【読みかき/簡体】

ア/シコ環境の森林環境税

ア/シコ環境の森林環境税



森林環境税

森林環境税が課税されない方

- 1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親に該当する方で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方
- 次の表に該当する方(非課税基準が個人市・県民税とは異なります。)

	森林環境税(国税)	〈参考〉個人市・県民税(住民税)
扶養親族がない場合	合計所得金額が41.5万円以下の場合 (収入が給与のみの場合、給与収入96.5万円以下)	合計所得金額が42万円以下の場合 (収入が給与のみの場合、給与収入97万円以下)
扶養親族がある場合	合計所得金額が次の金額以下の場合 31.5万円×人数(※)+28.9万円	合計所得金額が次の金額以下の場合 32万円×人数(※)+29万円

(※) 本人、同一生計配偶者、扶養親族(16歳未満の扶養親族含む)の人数

森林環境譲与税を活用した事業

森林整備

森林の働きを最大限に発揮させるために、植樹や間伐を行い健やかな森林を維持します。



荒廃林の間伐(牧山町地内)

人材育成

森林整備の知識や技術を普及させることで、森林整備の担い手を育成します。



金沢林業大学校の実習

木材利用・普及啓発

山間部と都市部が連携した森林環境教育や間伐などで生産された木材の活用を進めます。



児童の製材工場見学

【お問い合わせ先】

森林環境税の課税について 金沢市 市民税課 電話番号:076-220-2161
森林環境譲与税の活用について 金沢市 森林再生課 電話番号:076-220-2217

課税について



税の活用について

